

新潟青陵大学短期大学部教員の懲戒処分の公表について

このたび、本学教員に対し以下のとおり懲戒処分を行いました。（本件については、本学「懲戒処分等の公表基準」に基づき役職、氏名、性別及び年齢は公表いたしません。）

1. 被処分者：新潟青陵大学短期大学部 教員
2. 懲戒の量定：減給（平均賃金の半日分）
3. 処分年月日：2025年11月21日
4. 事案の概要：被処分者は、授業中の学生への不適切な言動及び授業用機器の不適切な使用により、学生に精神的・身体的苦痛を与えました。

同人の行為は、教職員の基本的サービスの遵守を定めた本学就業規則に違反し、同規則が定める懲戒事由に該当することから、同規則第36条第3項第2号に定める「減給」による懲戒処分としたものです。

5. 再発防止について

学生の心身の健康を支援すべき大学の教員がこのような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けた方に心からお詫び申し上げます。本件を重く受け止め、教職員研修の充実、相談体制の強化等を通じて再発防止に努めてまいります。

2025年11月25日

新潟青陵大学短期大学部
学 長 菅 原 陽 心

【お問い合わせ先】

学校法人新潟青陵学園 総務課

TEL : 025-266-0127

【新潟青陵大学及び新潟青陵大学短期大学部教職員並びに学校法人新潟青陵学園職員の懲戒処分に関する規程（抄）】

別記 懲戒処分等の公表基準（第 11 条関係）

1. 公表基準

教職員に対して懲戒処分を行った事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、公表するものとする。

- 一 懲戒解雇事案
- 二 職務執行に関連する事案（ただし、軽微なものは除く。）
- 三 私的な行為に係る事案のうち、社会的影響が大きいなど重大な事案

2. 公表内容

公表する内容は、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職等の被処分者の属性に関する情報のうち、個人が識別されないものとする。ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の取扱いをすることがある。

懲戒解雇となった場合又は刑事事件等で既に氏名等が報道機関等で公になっている場合には、当該教職員の氏名を公表する

3. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合など前 2 項によることが適当でないと認められる場合は、前 2 項の規定にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

4. 公表の時期及び方法

公表は、懲戒処分発令後、速やかに行う。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することができる。

公表の方法は、原則として本学ホームページへの掲載による。なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については報道機関への資料提供又は記者会見を行う。

5. その他

前 4 項の規定は、他の規程等で特別の定めがある場合は、この限りでない。

【新潟青陵大学短期大学部就業規則（抄）】

（懲 戒）

第 36 条 教職員が次の各号の一に該当する行為があったときは懲戒する。

懲戒は、学長の申し出により、理事会の議を経て理事長が行う。ただし、教員の懲戒は、あらかじめ教授会の議を経るものとする。

- 一 （服務規程）第 34 条第 3 項に違背する行為、又は第 4 項に掲げる行為があったとき。
 - 二 正当な理由なく、職務上の指示命令に従わず、職務を怠ったとき。
 - 三 提出書類に重大な虚偽の記載があったとき。
 - 四 業務上の怠慢により、又は監督不行届きにより、災害、死傷、その他の事故を発生させたとき。
 - 五 刑法等に違反し、有罪の判決を受けたとき。
 - 六 正当な理由なく、無断欠勤、遅刻、早退を繰り返し、再三注意しても改めないとき。
 - 七 その他前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
- 2 他人を教さし懲戒に該当する行為をさせた者又はこれをほう助した者は、懲戒に該当する行為をした者に準じて懲戒する。
- 3 懲戒は、次に掲げる譴責、減給、停職、諭旨解雇、懲戒解雇の 5 種とする。
- 一 譴 責
懲戒の程度が最も軽いもので、始末書を提出させ訓戒する。
 - 二 減 給
懲戒の程度が譴責を超えるもので、「労基法」第 91 条に定めてある範囲内で給与を減額する。
 - 三 停 職
懲戒の程度が減給を超えるもので、10 日以内の期間就業を停止し、その期間の給与の全額を支給しない。
 - 四 諭旨解雇
懲戒の程度が停職を超えるもので、退職願を提出するよう勧告し、これに応じないときは懲戒解雇する。退職に際しての退職金はその一部を減額することがある。
 - 五 懲戒解雇
懲戒の程度が最も重いもので、予告期間を設けず即時解雇し、退職金は支給しない。行政官庁の認定を受けたときは予告手当を支給しない。